

2026年4月3日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 代表執行役社長 荻野 明彦
(コード番号 8601 東証プライム・名証プレミア)

グループ従業員持株会を通じた「特別奨励金拋出制度」の導入について

株式会社大和証券グループ本社（以下、当社）は、大和証券グループ（以下、当社グループ）の社員が自社株式をより身近に保有できる仕組みとして、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金拋出制度）（以下、本制度）を新たに導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入目的

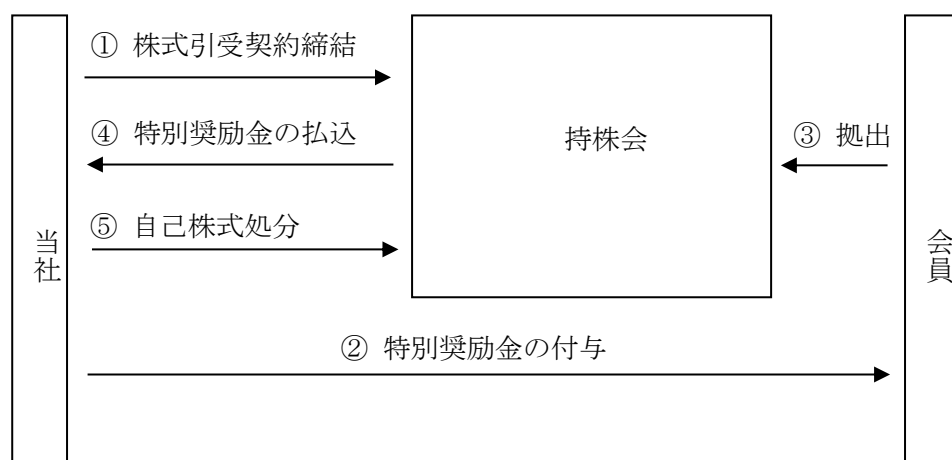
本制度は、未加入の社員に対して当社グループの従業員持株会（以下、本持株会）への加入を促すことで、当社株式を保有する機会を広げることを目的としております。より多くの社員が株価上昇や配当の恩恵を享受することで、株価上昇や企業価値向上に対する社員の意識をより一層高めることができると考えております。

社員が自らの仕事と当社グループの成長とのつながりをより実感することで、株主の皆様と中長期的な株主価値を共有し、株主価値の向上を意識した主体的な業務遂行が促進されることを通じて、中長期的な企業価値向上を実現していきます。

2. 本制度の概要

本制度では、本持株会の会員を対象に、会員に従来付与していた一定率の奨励金に加えて、拋出金額によらず、一律 10 万円の特別奨励金（以下、本特別奨励金）を付与し、本特別奨励金の拋出をもって本持株会に自己株式を処分（以下、本自己株式処分）するもので、第三者割当の方法により実施することになります。本自己株式処分の実施時期は、毎年 7 月頃を予定しております。

具体的な運用にあたっては、本持株会が本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、当社普通株式の処分を受けることになります。



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受に関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社が本持株会の会員に特別奨励金を付与します。
- ③ 本持株会の会員は、本持株会に対し特別奨励金を抛出します。
- ④ 本持株会は会員から抛出された特別奨励金を取り纏め、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

本制度は、本日公表した「給与水準の引き上げについて」における処遇改定の一環として実施するものです。

以 上